

令和8年度

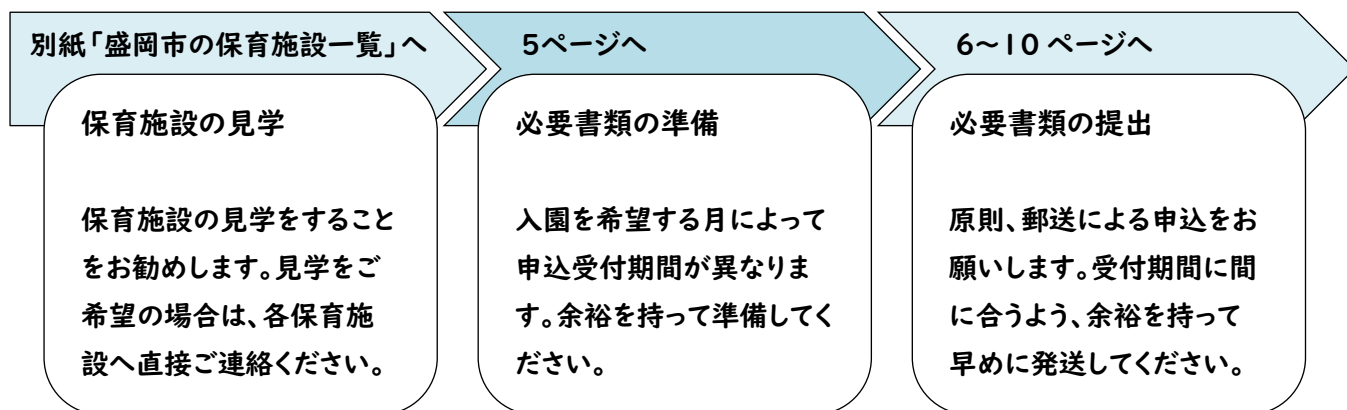


保育施設入園申込案内



令和8年4月～令和9年3月入園

●申込の流れ



●令和8年度クラス年齢早見表

クラス年齢は令和8年4月1日時点の年齢で決定します。年度途中で変わることはありません。

クラス	該当生年月日
0歳クラス	令和7年4月2日生まれ ～
1歳クラス	令和6年4月2日生まれ ～ 令和7年4月1日生まれ
2歳クラス	令和5年4月2日生まれ ～ 令和6年4月1日生まれ
3歳クラス	令和4年4月2日生まれ ～ 令和5年4月1日生まれ
4歳クラス	令和3年4月2日生まれ ～ 令和4年4月1日生まれ
5歳クラス	令和2年4月2日生まれ ～ 令和3年4月1日生まれ

右記の宛先は、郵送時に切り取ってご利用ください。

【担当課】

子ども未来部 子育てあんしん課 入園係

〒020-0884 盛岡市神明町3番29号

電話(直通)019-626-7511

この案内は、令和7年11月時点の情報をもとに作成しています。

変更点は市ホームページに随時公開します。



〒020-0884

盛岡市神明町3番29号(盛岡市保健所1階)

盛岡市役所

子育てあんしん課 入園係 あて
(令和 年 月 申込書類在中)

https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/index.html

○市内の認可保育施設の種類○

入園申込の対象となる保育施設の種類・性質は以下のとおりです。施設により受入開始年齢が異なります。

種類	施設の性質
保育所（保育園）	概ね0歳～5歳クラスの子どもの対象とした保育施設です。 公立保育所と私立保育所があります。
小規模保育施設 （地域型保育事業所）	概ね0歳～2歳クラスの子どもの対象とした保育施設です。 保育所等より少人数で保育を行います。
認定こども園	「保育所部分」と「幼稚園部分」を併せ持つ保育施設です。 ・保育所部分：就労等のため、保育施設での保育が必要と認められる世帯が利用 ・幼稚園部分：幼児期の教育を目的とする世帯が利用 ⇒幼稚園部分の入園申込については、各施設へ直接お問い合わせください。

目次

1. 教育・保育給付認定について.....	3
2. 入園申込に必要な書類	5
3. 令和8年4月入園申込について	6
4. 令和8年5月～令和9年3月入園申込について.....	8
5. 入園申込時の注意事項	10
6. 盛岡市外からの申込・盛岡市外の保育施設の申込方法	11
7. 利用調整について.....	12
8. 保育料（利用者負担額）について	13
9. 入園後の認定変更手続きについて.....	15
10. その他の保育事業.....	16

支給認定申請	保育の利用希望申込
保育所、認定こども園、小規模保育施設等の利用を希望する場合は、「保育の必要性」について、住民登録または居住実態のある市区町村に、支給認定を申請します。	支給認定を受けた子どもについて、各保育施設と利用調整を行うため、希望施設に加えて、健康状態、現在の保育の状況等をご記入いただき、利用の申込を行います。

区分	年齢	区分内容	保育必要量
1号認定	満3歳以上	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）における <u>教育</u> を希望する場合	教育標準時間
2号認定	3歳クラス以上	「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、保育施設における <u>保育</u> を希望する場合	保育標準時間 または 保育短時間
3号認定	2歳クラス以下		

預かり保育	教育標準時間認定	預かり保育
-------	----------	-------

●保育を必要とする事由一覧

保育を必要とする事由	①認定期間 ②提出書類
就労(月に48時間以上労働することを常態としていること)※1	①就労している期間 ②就労証明書
妊娠中であるか、または出産後、間がないこと	①出産予定日の産前8週、多胎の場合は産前14週の属する月の初日から産後8週の属する月の末日まで ②母子健康手帳の表紙及び出産予定日のページの写し
疾病または障がい(保護者が病気、負傷、心身の障がいを有すること)	①当該事由で保育が必要になる期間 ②-1 傷病の治療を要する方 診断書(市指定様式) ②-2 障がいのある方 ・身体障がい1～2級、精神障がい1級、療育手帳A、介護保険要介護4～5のいずれかを有する方 障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し ・上記以外の方 診断書(市指定様式)
介護または看護(疾病・障がい等により長期にわたって介護・看護が必要な親族がおり、保護者が常時介護・看護にあたっていること)	①当該事由で保育が必要になる期間 ②障がいのある方や病人の看護・介護をする方 ・身体障がい1～2級、精神障がい1級、療育手帳A、介護保険要介護4～5、特別児童扶養手当1級のいずれかを有する方 看護等が必要な方の障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し ・上記以外の方 診断書(市指定様式)
災害復旧(火災、風水害、地震などによる被害を受け、その復旧にあたっていること)	①当該事由で保育が必要になる期間 ②子育てあんしん課までお問い合わせください。
求職活動(保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っていること)	①年度内で3か月以内※3 ②申込時は不要
虐待やDVのおそれがあること	①当該事由で保育が必要になる期間 ②子育てあんしん課までお問い合わせください。
就学(職業訓練校を含む)	①在学している期間 ②-1 大学生、大学院生の方 在学証明書 ②-2 専門学生、職業訓練生の方 在学証明書または受講決定通知書、時間割表
その他盛岡市長が上記事項に類すると認める場合※4	①市長の認める期間 ②子育てあんしん課までお問い合わせください。

※1 派遣社員の方について、派遣先が確定していない場合は、求職活動として扱います。

※2 3か月以内に就職できなかった場合は原則退園となります。

※3 集団生活に慣れさせたい、幼児教育を受けさせたいといった理由での申込はできません。各施設で行っている園開放・園庭開放などの機会をご利用ください。

保育施設の利用は、原則保育を必要とする事由に該当する日のみ可能です。仕事が休みの日等は、ご家庭で一緒に過ごしていただき、親子のふれあいの時間として家庭保育に努めていただくよう、ご協力をお願いいたします。

2.入園申込に必要な書類

必要書類や記載例は
こちらからダウンロードできます。



令和7年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は、保育所等の入園申込書の写しが必要となります。**必ず**申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をご自身でとって保管してください。

育児休業給付金の支給期間延長手続きの詳細については、右の電子コードから、厚生労働省のページをご確認ください。



重要！

●全ての方が提出必要な書類

提出書類	留意事項
保育施設入園申込書（全4ページ）	申込をする子ども1人につき1部
健康状態調査票	申込をする子ども1人につき1部
教育・保育給付受給資格認定申請書（2・3号認定用）	申込をする子ども1人につき1部
申込保護者（父または母のみ）のマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類の写し	マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード（両面） マイナンバーカードをお持ちでない方 ・マイナンバー確認書類として以下のいずれか - 通知カード、個人番号通知書、個人番号記載の住民票 ・本人確認書類として以下の①または② ①以下の顔写真がある身分証明書のうちいずれか1点 - 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等 ②以下の書類のうちいずれか2点 - 健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、住民票、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等
入園希望月時点の保育を必要とする事由を確認する書類	保護者につき各1部 ※保育を必要とする事由により必要な書類が異なります。 P4をご覧ください、盛岡市様式を使用してください。

●世帯の状況により必要となる書類

世帯の状況	提出書類
保育料の口座振替を希望する方※申込をする子どもが世帯の第2子以降または3歳クラス以上の方は登録不要	Web 口座振替サービスをご利用ください。 詳しくは右の電子コードをご覧ください。 
口座振替登録時の納入義務者と入園申込書記載時の申込保護者氏名を一致させていただくようお願いします。	
単身赴任中の方 ※住民票を赴任先に異動している方は提出不要	単身赴任先に居所をおいていることがわかる書類（公共料金支払証明書の写し等）
離婚前提別居中の方	申立書
保育施設で医療的ケアを必要とする方	・医療的ケア申込に関する主治医意見書 ・医療的ケア実施依頼書
保育施設等の利用調整の結果入園が保留となった場合、育児休業の延長を許容できる方	保育施設利用調整に係る申立書

3.令和8年4月入園申込について



●申込受付期間・送付先 ※原則、郵送による申込をお願いします。

	受付期間	送付先
一次申込	令和7年11月4日(火)～ 令和7年12月26日(金)17:30 必着	〒020-0884 盛岡市神明町3番29号 (盛岡市保健所1階) 子育てあんしん課入園係あて
二次申込	令和8年1月5日(月)～ 令和8年2月27日(金)17:30 必着	

上記申込締め切り日を過ぎて書類が到達した場合は、次回以降の選考の対象となります。郵便物の土曜日配達及び翌日配達休止に伴い、投函から到着までに1週間程度かかることがありますので、受付期間に間に合うよう、余裕を持って早めに発送してください。

※郵送事故等の責任は負いかねますのでご了承ください。簡易書留等、追跡可能な郵送方法を推奨します。

※書類不備等、確認事項が生じた場合は当課からご連絡します。

※提出する書類の写しが必要な場合は、事前にコピーをお取りください。

二次申込について、一次利用調整後、定員に満たない保育施設があった場合に利用調整を行います。急な転勤等以外の方は、一次申込の受付期間に申し込みをしてください。一次利用調整で保留となった方については、自動的に二次申込の利用調整にかかります(再度申し込む必要はありません)。

●保育施設の空き状況について

保育施設の空き状況は、右の電子コードからご確認ください。

希望施設の追加や変更はお電話にて承ります。

二次申込分は、申込締め切り日の約1週間前に市ホームページに公開予定です。



●申込後の流れ ※詳しくはP7をご覧ください。

申込後、申込内容に変更(希望施設の変更、申込の取下げ、保護者の状況の変更等)がある場合は、申込締め切り日までに、子育てあんしん課へご連絡ください。

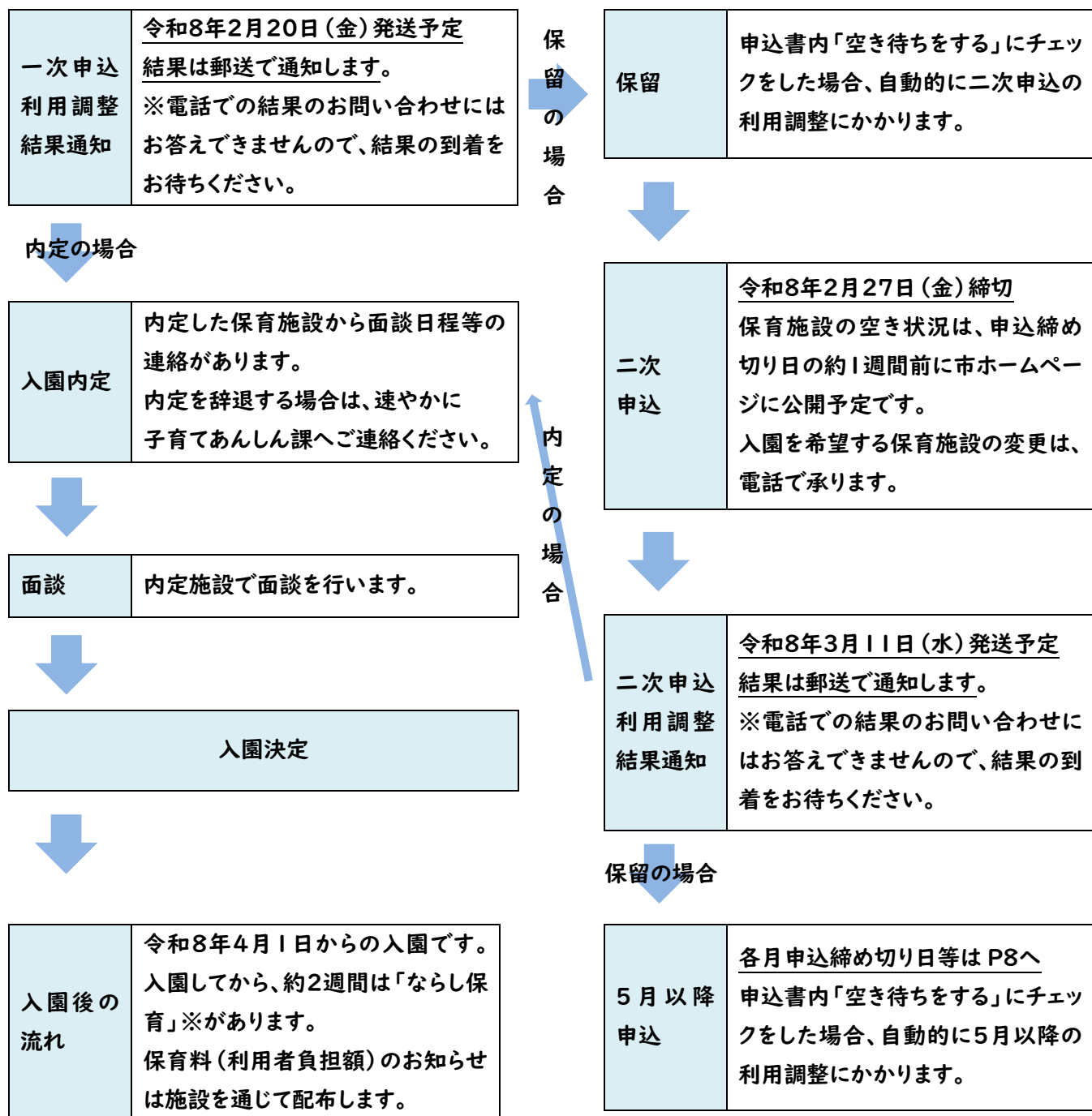
●窓口受付場所

原則、郵送による申込をお願いしていますが、盛岡市外の保育施設の入園申込をする方、子どもの発達に不安をお持ちの方、その他特別な事情がある方については、子育てあんしん課入園係窓口(受付時間8:30～17:30)にて直接お申し込みください。

※申込書類は、あらかじめご記入の上お越しください。

※申込方法(郵送申込・窓口申込)は、利用調整に一切影響しません。

●令和8年4月入園申込後の流れ



※「ならし保育」とは

乳幼児が保育施設へ入園後、新しい環境に慣れるために、一定の時間をかけて徐々に預ける時間を延ばしながら、保育施設へ通う準備期間のことで、集団での生活や遊びを経験する子ども達に、無理のないように環境を整え、進めていく大切なものです。

預け始めの時期は、お子さんにとって、不安やストレスなどから体調を崩すことも多いため、「ならし保育」を通して、新しい環境に無理なく慣れていただくよう、保護者の皆様や、勤務先の事業所におかれましては、「ならし保育」の実施について、ご理解とご協力をお願いいたします。

4. 令和8年5月～令和9年3月入園申込について



●各月申込受付期間・送付先 ※原則、郵送による申込をお願いします。

入園希望月	受付期間(申込締め切り日 17:30 必着)	送付先
令和8年5月	令和8年3月18日(水) ～ 4月10日(金)	〒020-0884 盛岡市神明町3番29号 (盛岡市保健所1階) 子育てあんしん課入園係あて
6月	令和8年4月20日(月) ～ 5月8日(金)	
7月	令和8年5月18日(月) ～ 6月10日(水)	
8月	令和8年6月18日(木) ～ 7月10日(金)	
9月	令和8年7月21日(火) ～ 8月10日(月)	
10月	令和8年8月18日(火) ～ 9月10日(木)	
11月	令和8年9月18日(金) ～ 10月9日(金)	
12月	令和8年10月19日(月) ～ 11月10日(火)	
令和9年1月	令和8年11月18日(水) ～ 12月10日(木)	
2月	令和8年12月18日(金) ～ 令和9年1月8日(金)	
3月	令和9年1月12日(火) ～ 1月22日(金)	

上記申込締め切り日を過ぎて書類が到達した場合は、翌月以降の選考の対象となります。郵便物の土曜日配達及び翌日配達休止に伴い、投函から到着までに1週間程度かかることがありますので、受付期間に間に合うよう、余裕を持って早めに発送してください。

※郵送事故等の責任は負いかねますのでご了承ください。簡易書留等、追跡可能な郵送方法を推奨します。

※書類不備等、確認事項が生じた場合は当課からご連絡します。

※提出する書類の写しが必要な場合は、事前にコピーをお取りください。

●保育施設の空き状況について

保育施設の空き状況は、各月申込締め切り日の約1週間前に市ホームページに公開予定です。
希望施設の追加や変更はお電話にて承ります。



●申込後の流れ ※詳しくはP9をご覧ください。

申込後、申込内容に変更(希望施設の変更、申込の取下げ、保護者の状況の変更等)がある場合は、申込締め切り日までに、子育てあんしん課へご連絡ください。

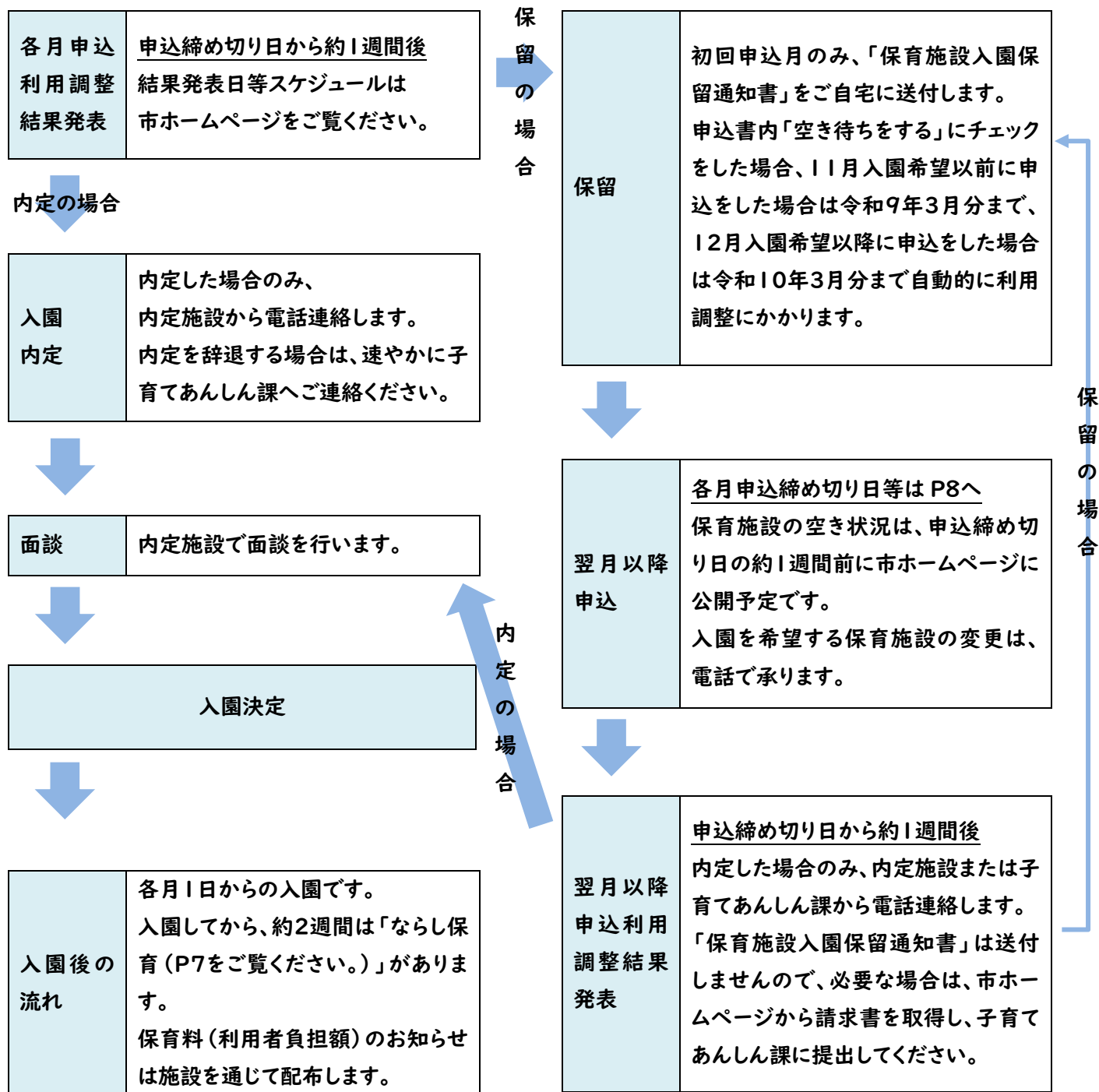
●窓口受付場所

原則、郵送による申込をお願いしていますが、盛岡市外の保育施設の入園申込をする方、子どもの発達に不安をお持ちの方、その他特別な事情がある方については、子育てあんしん課入園係窓口(受付時間8:30～17:30)にて直接お申し込みください。

※申込書類は、あらかじめご記入の上お越しください。

※申込方法(郵送申込・窓口申込)は、利用調整に一切影響しません。

●令和8年5月～令和9年3月入園申込後の流れ



令和8年11月入園希望以前に入園申し込みをし、令和8年11月入園まで入園決定しなかった方には、令和8年11月頃、当課から「保育施設入園継続申込書」をご自宅に送付します。

令和9年4月以降も申込を継続したい場合は、「保育施設入園継続申込書」を記入し、ご提出ください。

5.入園申込時の注意事項



●入園を希望する保育施設について

保育施設にはそれぞれ保育実施年齢が定められています。原則入園希望月初日時点で条件を満たす月から希望できます。入園希望月初日時点で条件を満たしていない施設を希望している場合は、満たした月から選考の対象となります。

また保育施設はそれぞれ特色があります。保育施設の見学をすることをお勧めします。見学をご希望の場合は、各保育施設へ直接お問い合わせください。

●育児休業または産前・産後休業からの復帰について

育児休業または産前・産後休業取得中の方は、入園決定した場合、入園月の翌月15日までに復職する必要があります。入園申込前に勤務先のご担当者様と復職日について相談することをお勧めします。

※きょうだい同時に2人以上申し込み、1人だけ入園決定した場合でも、復職する必要があります。

●育児のための短時間勤務制度について

育児のための短時間勤務制度を利用予定または利用中の方は、短縮後の勤務時間に対応する点数で選考を行います。

次のいずれかに該当する場合、入園内定の取り消しや退園となります。

①育児休業中または育児休業終了後に復職せず退職した場合

「就労」の点数で選考していますが、本来であれば「求職活動」の点数で選考が必要です。「求職活動」の点数で選考し、選考結果に影響がある場合は、入園内定取り消しや退園となります。

②入園月の翌月15日までの復職が確認できない場合

③勤務条件(勤務時間や日数)が申込時より減少した場合

会社都合の解雇や倒産、やむを得ない事情の場合にはご相談ください。

●妊娠中であるか、または出産後、間がないことを理由に申し込む場合

P4に記載のとおり、産後8週の属する月の末日で退園となります。退園した翌月以降も保育施設を利用したい場合は再度申込が必要です。育児休業を理由とした申込は原則できません。

●発達支援保育について

市内保育施設では、発達に遅れのある子どもや軽度の障がいを持つ子どもで、集団保育が可能な子どもについての受け入れも行っています。集団保育が可能かどうかを確認するため、入園決定前に3日程度保育施設で「おためし保育」を行う場合がありますのでご協力ください。

また、入園後施設でのサポート体制を充実させるために、盛岡市の補助事業を活用する場合があります。その際、診断書等の提出を依頼する場合がありますので、ご協力ください。



●医療的ケアを必要とする子どもの保育について

盛岡市では、保育施設での医療的ケア実施に関するガイドラインを策定し、受け入れに努めています。入園申込を受け付けてから、保育施設での受け入れ体制を整えるまで約4か月を要しますので、お早めに子育てあんしん課までお問い合わせください。詳しくは市ホームページからご確認ください。

6.盛岡市外からの申込・盛岡市外の保育施設の申込方法

●盛岡市外にお住まいの方が盛岡市内の保育施設の申込をする場合

① 盛岡市に転入予定の方

盛岡市は、「入園希望月の1日までに盛岡市に住所異動すること」を条件に、直接申込を受け付けています。
条件に該当する方は、盛岡市民と同じ申込方法です。P5～P10をご覧ください。

② 盛岡市に転入予定がないまたは上記①の条件に該当しない方

申込窓口はお住まいの市区町村です。盛岡市の各月申込締め切り日（P6または P8をご覧ください）に間に合うように、余裕を持って早めにお住まいの市区町村で手続きしてください。

●盛岡市にお住まいの方が盛岡市外の保育施設の申込をする場合

① 盛岡市外に転出予定の方

市区町村によっては、直接申込を受け付けている場合があります。申込窓口・申込条件・申込締め切り日・提出書類を、事前に転出先市区町村に必ず確認してください。

申込窓口は盛岡市であると案内された場合、転出先市区町村の申込締め切り日の1週間前までに、子育てあんしん課入園係窓口にて直接お申し込みください。

※事務処理や郵送に時間を要します。

申込締め切り日に間に合わない場合の責任は負いかねますのでご了承ください。

※盛岡市外に転出した時点で、自動的に申込は取下げとなります。

盛岡市外に転出した後は、転出先市区町村で必要な手続きを必ず行ってください。

※盛岡市内保育施設を利用中の方は、転出前に「退園届」を提出してください。

② 転出予定がない方

申込窓口は盛岡市です。申込条件・申込締め切り日・提出書類（盛岡市様式の外、希望施設のある市区町村が追加で求める書類があるか）を希望施設のある市区町村にご自身で必ず確認してください。希望施設のある市区町村の申込締め切り日の1週間前までに、子育てあんしん課入園係窓口にて直接お申し込みください。

※事務処理や郵送に時間を要します。

申込締め切り日に間に合わない場合の責任は負いかねますのでご了承ください。

7.利用調整について



利用調整とは、2・3号認定を受けた子どもの保育施設入園にあたり、申込書類等により確認した内容に基づき、点数（下表）を適用し、その点数の高い順に、各保育施設の受け入れ可能数の範囲内で内定者を決定していく「入園選考」のことです。盛岡市が定める点数表は下表のとおりです。

申し込み児童の 保護者の状況	就労	外勤及び自営業主	月160時間以上	20
			月120時間以上～160時間未満	18
			月80時間以上～120時間未満	16
			月60時間以上～80時間未満	14
			月48時間以上～60時間未満	13
		自営業専従者、家族 従業者	月160時間以上	17
			月120時間以上～160時間未満	15
			月80時間以上～120時間未満	13
			月60時間以上～80時間未満	11
			月48時間以上～60時間未満	10
		内職	月160時間以上	15
			月100時間以上～160時間未満	14
			月48時間以上～100時間未満	13
	不在	就労予定		4
		就労予定（母子または父子家庭）		12
		就労予定（準母子または準父子家庭）		11
	入院	死別、離別、別居、失踪、拘禁等		20
	疾病等	常時臥床		20
		安静を要する状況		19
		精神にかかる疾病（精神障害者保健福祉手帳1級を除く）		18
		上記以外で通院が必要な状態		16
	障害	身体障害1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、介護保険 要介護4または5		20
	母親の出産	産前8週（多胎の場合は14週）、産後8週		21
調整（加算）	看護等	病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合	20
		在宅看護	常時観察・介護が必要な場合	20
			常時観察は必要ないが日常生活全般について 恒常的な介護が必要な場合	14
			上記以外	10
	災害	火災、風水害、地震等の災害復旧		20
	その他	虐待やDVのおそれがあること		21
		大学・大学院・専門学校への通学		18
		職業訓練等への通学（就労に必要な技 能習得を目的とする場合）	1日8時間以上	17
			1日6時間以上	15
			1日4時間以上	13
		市長の認める各号に類する状態にある		1～21
調整（減算）	母（父）	母子または父子家庭		3
	準	準母子または準父子家庭		2
	同居	母子・準母子または父子・準父子家庭で60歳未満の健康な祖父母が同居していない場合		1
	就	申し込み児童のほか、に就学前児童がいる場合（1人ごとに加算）		2
	在園	すでに保育施設入園中の兄弟姉妹がいる場合（1人ごとに加算）		3
	同園希望	兄弟姉妹が入園している保育施設のみに入園を希望する場合		10
	生	生活保護受給中の世帯		1
	単	保護者の一方が単身赴任で平日に保育の協力を得られない場合		1
	3人	小学生以下の児童が3人以上いる世帯		1
	多	申し込み児童が多胎児である場合（児童以外の多胎児数を加算）		1
調整（減算）	保	保護者の一方又は両方が盛岡市内の認可保育施設に勤務する保育教諭、幼 稚園教諭、保育士、看護師、準看護師、保健師、管理栄養士、栄養士、調理師 または調理員である場合（ただし、新たに盛岡市内の認可保育施設に勤務を開 始する場合、産前産後休暇及び育児休業から復職する場合又はこれらと同等 の状況と認められる場合に限る。）		30
		保護者の一方又は両方が盛岡市外の認可保育施設に勤務する保育教諭、幼 稚園教諭、保育士、看護師、準看護師、保健師、管理栄養士、栄養士、調理師 または調理員である場合（ただし、新たに盛岡市外の認可保育施設に勤務を開 始する場合、産前産後休暇及び育児休業から復職する場合又はこれらと同等 の状況と認められる場合に限る。）		28
	卒	申し込み児童が2歳クラスまでの保育施設の卒園児である場合 ※1 ただし、事業所内保育事業所の従業員枠入所児童の卒園児の場 合は3点とする ※2 企業主導型保育所の卒園児の場合は2点とする		5
	他	その他		1～5
調整（減算）	滞	正当な理由がなく6ヶ月以上の保育料の滞納があり、督促や催告に対 し、誠意ある対応がみられない場合。ただし、納税誓約書及び納付計画 明細書を提出している者を除く。		-3～-10
	育休延長許容	申込保護者から入園が保留となった場合、育児休業の延長を許容でき る旨の申し立てがあった場合		点数が1点 になるよう に減算する

8.保育料（利用者負担額）について



保育料（利用者負担額）は、国、県、盛岡市の負担金とともに、保育施設を適切に運営するための経費をまかなうものとして、保護者の皆さんに負担していただいているものです。今後も、持続可能な保育事業を行うため、また、住民サービス・住民負担の観点から適正な利用者負担に努めてまいりますので、納付期限内の納付など、ご協力をお願いいたします。

●保育料の算定方法

保育料は、世帯の所得に応じて負担いただく仕組みとなっており、市で保護者（父及び母）の市民税所得割額（1月1日時点の住所地の市区町村が、世帯構成と前年の所得に応じて賦課します。）の合計に基づいて算定します。公立・私立、市内・市外保育施設を問わず盛岡市民は同じ算定方法です。

令和8年4月～令和8年8月分保育料（利用者負担額）：令和7年度市区町村民税所得割額

令和8年9月～令和9年3月分保育料（利用者負担額）：令和8年度市区町村民税所得割額

※家計の主宰者が父及び母以外の方（祖父、祖母等）の場合、その家計の主宰者の市民税所得割額を合算して保育料を算定します。

※未申告の方は、必ず申告を済ませてください。市区町村民税が確認できない場合は、暫定的に最高額で保育料を算定します。

※修正申告等により税額が変更になった場合は、保育料も変更になる場合があります。税額が変更になった場合は、子育てあんしん課入園係までご連絡ください。

「令和8年度盛岡市教育・保育施設利用者負担額表」は市ホームページをご覧ください。

https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1053010.html



●保育料の納付方法

利用保育施設	納付先・納期限等
公立保育所（市内） 私立保育所	納付先は盛岡市です。 納期限は各月末日（末日が金融機関の閉行日の場合は翌開行日）となります。 納付方法については、原則、口座振替をお願いしています。 納期限の日に登録口座から自動引き落としとなります。 口座振替の手続きが済んでいない方は、納付書による納付をお願いします。 保育料は1か月単位となっており、実際の登園日数に関わらず、1か月分の保育料がかかります。
認定こども園 小規模保育施設	利用施設にご確認ください。
公立保育所（市外）	利用施設所在地の市区町村にご確認ください。

公立及び私立保育所に入園し保育料を滞納した場合は、児童手当からの保育料（利用者負担額）特別徴収や不動産・給与・銀行預金等の財産調査を実施し、差押処分を行うことがあります。保育料（利用者負担額）の支払いが困難なときは、お早めに納付方法についてご相談ください。

●保育料の無償化について

2・3号認定を受けた方の保育料は、下表のとおりです。※1号認定を受けた方の保育料は無償です。

		第1子	第2子	第3子
3歳～5歳クラス		幼児教育・保育の無償化により無償		
0歳～2歳クラス	市民税非課税世帯 A、B及びB0階層	無償（国基準）		
	上記以外の世帯 （C～D14階層）	利用者負担額表 のとおり	無償（市基準） 令和5年度分から 所得要件を撤廃	無償 （国基準）

市基準は、盛岡市の基準に基づく事業です。国基準の無償化の対象とならない世帯の子どもについて、世帯の第2子以降（保護者が監護する子どもから順に2人目以降の子ども）の保育料が無償となります。

●保育施設におけるその他の徴収費用

3歳～5歳クラスは、給食費（主食費・副食費）を徴収します。副食費については、国の制度または盛岡市の独自基準に基づき、世帯の所得ときょうだいの人数によって、免除または軽減となる場合があります。

また、保育施設では保育料の他に、各保育施設で定めた実費徴収費用（文房具代、遠足代）や、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価（上乗せ徴収費用）がかかります。また、一部の保育施設では入園料も徴収する場合があります。保育施設によって、徴収費用は大きく異なりますので、事前に各保育施設へ直接お問い合わせください。

●公立及び私立保育所に入園した場合の保育料減免・免除について

以下の事由に該当し、一定の条件を満たすときは、減免または免除の申請によって、保育料が減額または免除になることがあります。条件及び申請書類については子育てあんしん課までお問い合わせください。

減免	1. 疾病、事業不振、廃業、失業などにより、年間所得額が前年の半分以下への減少が見込まれ、保育料の納入が著しく困難なとき 2. 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住居または家財にその価格の30パーセント以上の損害(保険金、損害賠償金などにより補てんされるものを除く。)を受け、保育料の納入が著しく困難なとき
免除	1. 生活保護法による被保護世帯となったとき 2. 児童の疾病や保護者の市外への里帰り出産などやむをえない理由で欠席する際に、事前に翌月の欠席届を提出し、翌月の初日から末日まで登園しなかったとき

※減免の適用開始は、申請書類を提出した翌月からです。

※減免の適用期間は条件によって異なりますが、最長で年度末までです。

※減免の条件に該当しても、計算の結果により減免にならない場合があります。

※両親の一方または両方が育児休業を取得し在園中の児童を家庭保育するために欠席する場合は、免除の対象にはなりません。

9.入園後の認定変更手続きについて



入園後、認定状況や世帯状況に変更がある場合は、変更の手続きが必要です。

変更内容		必要書類	留意事項
認定区分	1→2号	・認定変更申請書兼変更届 ・就労証明書等	認定区分変更について、可能かどうか事前に利用施設に確認してください。 認定は月単位です。最短で申請のあった翌月の初日から変更となります。
	2・3→1号	認定変更申請書兼変更届	
保育必要量		認定変更申請書兼変更届	就労時間の変更を伴う場合は、就労証明書を提出してください。 認定は月単位です。最短で申請のあった翌月の初日から変更となります。
就労状況	就職・転職 異動 就労時間	・認定変更申請書兼変更届 ・就労証明書	保育を必要とする事由や保育必要量の変更の有無を確認します。 就労時間が月に48時間未満の場合、その月は求職活動月になります。
	退職	認定変更申請書兼変更届	退職後、求職活動を行う場合は、保育必要量が標準時間から短時間へ変更となります。
認定事由	疾病等	・認定変更申請書兼変更届 ・診断書等	診断書は、盛岡市様式を使用してください。 疾病により休職しその後復職する場合は、病休期間が記載された就労証明書を提出してください。
	就学	・認定変更申請書兼変更届 ・在学証明書	保育を必要とする事由や保育必要量の変更の有無を確認します。
	職業訓練	・認定変更申請書兼変更届 ・受講決定通知書・時間割表	
	出産予定	・認定変更申請書兼変更届 ・母子健康手帳の写し	出産予定日や出産後の育児休業取得予定の有無を確認します。 母子健康手帳の表紙及び出産予定日のページの写しを提出してください。
	出産後	育児休業または産前・産後休業期間が記載された就労証明書	育児休業取得期間を確認します。既に在園している保育施設に限り、育児休業終了日の属する月の末日まで継続して保育施設をご利用いただけます。
住所変更	市内転居	認定変更申請書兼変更届	転居により同居家族が変更になった場合は、新しい世帯構成員について記載してください。
	市外へ転出	退園届	市外へ転出後も現在入園している保育施設の継続利用を希望する場合は、改めて転出先の市区町村で手続きを行う必要があります。手続きについては、事前に転出先の市区町村に確認してください。
世帯構成	婚姻	・認定変更申請書兼変更届 ・就労証明書等 ・マイナンバー確認書類	新たに保護者となる方の市区町村民税所得割額が確認できない場合は、別途、書類の提出を求めることがあります。
	離婚	認定変更申請書兼変更届	離婚前提別居の場合は、申立書を提出してください。 代表保護者が変更になる場合は、保育料振替口座の解約及び新規申込も必要です。

10.その他の保育事業



●延長保育

保護者の就労時間などに応じて保育時間の延長を行います。最長18時から20時までの範囲で延長保育を行っています。施設ごとの延長保育の実施時間については、別紙「盛岡市の保育施設一覧」をご覧ください。

●休日保育

保護者の就労等により、日曜日や祝日に子どもの保育を必要とする場合に、保育施設で保護者に代わり保育する事業です。他の保育施設に入園している方も利用できます。利用している保育施設から「在籍確認書」の発行を受けて、休日保育を実施している保育施設に直接申し込みをしてください。

なお、保育施設に入園していない方で、就労等で子どもを保育することが難しいため、休日保育の利用を希望する場合は、事前の登録が必要です。子育てあんしん課育成係（電話019-613-8347）へお問い合わせください。

●一時預かり

保育施設に入園していない子どもについて、就労や病気、冠婚葬祭等の理由で子どもの保育を必要とする場合や育児疲れを解消したい場合に、一時的に保護者に代わって保育する事業です。利用する場合は、事前に申込が必要です。事業を実施している保育施設については、市ホームページをご覧ください、利用したい保育施設に直接お申し込みください。

https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1040437.html



●こども誰でも通園制度

保育施設等に入園していない0歳6か月から3歳未満の子どもについて、保護者の就労要件を問わず、月10時間を上限として時間単位で利用できる事業です。利用を希望する場合は事前申請が必要です。市ホームページをご覧ください。

https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1051849.html



●病児保育

保護者の就労等の都合により子どもの保育を必要とする場合に、病気の治療中または回復期の子どもを一時的に預かる事業です。ご利用は事前予約が必要になりますので、市ホームページをご覧ください、各施設へ直接お問い合わせください。

https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1021634.html



●ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターの利用を希望する場合は、会員登録が必要になります。保育園・幼稚園の送り迎え、産前産後の家事、軽い病気の子どもの託児、冠婚葬祭、きょうだいの学校行事、保護者のリフレッシュなどさまざまな理由で利用できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/ikuji/1002527.html>

